

介護老人保健施設 ふれあいの町田 重要事項説明書

《短期入所療養介護》

1. 施設の概要

- ・ 施設名 介護老人保健施設 ふれあいの町田
- ・ 経営母体 医療法人社団 康心会
- ・ 開設年月日 平成19年4月1日
- ・ 所在地 〒194-0215 町田市小山ヶ丘1丁目3番7
- ・ 施設長 野口 真康
- ・ 事業所番号 東京都 1357081557 号

2. 職員体制

職 種	人 員
管理者	1.0名
医 師	1.5名（常勤 1名、非常勤 2名）うち1人管理者兼務
看護職員	15.0名（常勤 7名、非常勤 18名）
介護職員	35.0名（常勤 30名、非常勤 11名）
リハビリ職員	7.0名（常勤 6名、非常勤 3名）
管理栄養士	3.0名（常勤 3名、非常勤 0名）
薬剤師	0.5名（常勤 0名、非常勤 1名）
支援相談員	3.0名（常勤 3名、非常勤 0名）
介護支援専門員	2.0名（常勤 2名、非常勤 0名）
事務職員他	適当数

3. 利用定員等

- ・ 入所定員 150名（短期療養介護入所者含む）
- ・ 入所療養室 1人部屋 46室、 4人部屋 26室

4. サービス内容

- ①食事 【朝食】8:00～8:30
【昼食】12:00～12:30
【夕食】18:00～18:30
- ②介護 着脱、排泄、入浴、移動等生活全般に関わる介助
- ③入浴 週2回入浴可能
ご利用者の体調により、清拭に変更する場合があります。
- ④機能訓練 リハビリ専門スタッフにより、ご利用者各々のプログラムを作成し、
集団訓練や個別訓練を実施します。
- ⑤レクリエーション、各種クラブ活動、各種行事等

5. 利用料金

(1) 施設サービス費

(ア+イ) × 地域加算率 (10.72) を乗じた合計額の1割～3割負担

ア 基本額

介護度	保険点数／単位	
	個室	多床室
要介護1	753単位	830単位
要介護2	801単位	880単位
要介護3	864単位	944単位
要介護4	918単位	997単位
要介護5	971単位	1,052単位

イ 加算額 (基本額以外に加算することがあるもの)

夜勤職員配置加算		24単位／日
個別リハビリテーション実施加算		240単位／日
認知症ケア加算		76単位／日
緊急短期入所受入加算 (7日間限度)		90単位／日
重度療養管理加算		120単位／1日
療養食加算 (1日3回限度)		8単位／1回
送迎加算		184単位／片道
緊急時治療管理		518単位／日
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護 (日帰りショート)	(3時間以上4時間未満)	664単位／日
	(4時間以上6時間未満)	927単位／日
	(6時間以上8時間未満)	1,296単位／日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		18単位／日
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に7.5%を乗じた単位数	

(2) その他の費用

ご利用者の希望により提供した場合

項目	利用者負担分	内容
ア 滞在費 個室	1,730円／日	負担限度額認定証をお持ちでない場合
	多床室	
イ 食費	1,834円／日	負担限度額認定証をお持ちでない場合
ウ 特別室利用料	4,950円／日	個室利用時 認知症専門棟は除きます
エ 理美容代	2,200円～／回	メニューによる
オ その他の日常生活費		
(ア) 日用品費	150円／日	
(イ) タオルリース代	139円／日	バスタオル・フェイスタオル 等

居室のご案内（主な設備）

個室：洗面台・ロッカー・キャビネット（冷蔵庫収納）・テレビ
冷蔵庫・電動ベッド・椅子

多床室：洗面台（共用）・ロッカー・キャビネット・3クランクギャッジベッド

（3） その他の費用以外の費用 ご利用者の希望により提供した場合

クラブ活動費	実費	クラブ活動に参加された場合
--------	----	---------------

6. 協力医療機関等

ご利用者の主治医の指示のもと受診をしていただきますが、当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

協力医療機関	名称	ふれあい町田ホスピタル（医科、歯科）
	住所	町田市小山ヶ丘1-3-8
	電話番号	042-798-1121（代表）

7. 入所ご利用にあたっての留意事項

※新型コロナウイルス感染症対応から下記の案内は随時変更させて頂いております
最新の状況につきましては、お電話やご来所の際にお問合せください。

・ ご面会

月～土（祝日含む） 16：30～17：30

日曜 10：00～11：30/13：30～16：30

ご面会の制限については、HP等のご案内をご覧ください。

- ① 入口玄関でスリッパにお履き替えいただき、必ず受付前の来客簿にご記帳のうえ、ご面会をお願い致します。
- ② お見舞いの食物などはお持ちいただかないようお願い致します。

・ 外出・外泊

サービスステーションに申し出たうえで、届け書のご記入をしていただいております。

- ① 外出は原則（月～金）9：00～19：00
（土曜・日曜・祝日）9：00～17：30の間でお願いします。
- ② 外泊については、1ヶ月につき7泊8日まで可能です。

・ 外出、外泊時の施設外での受診

入所前におかかりになっていた医療機関は中断となります。これは外泊中でも同様です。外泊中に医療機関にかかる必要性が発生した場合は、まず当施設に連絡して、当施設の医師の指示により、上記の協力医療機関を受診していただくこととなります。

・ 飲酒・喫煙

当施設では、飲酒・喫煙は一切認めておりません。

- ・ 電話について
原則、ご家族からご利用者あての電話のお取次ぎはできません。但し、緊急の場合はサービスステーション経由でおつなぎ致します。また施設内には公衆電話を設置してあります。携帯電話の持込は職員にご相談ください。
- ・ 金銭、貴重品の管理
ご利用者には、大金・貴重品・装飾品の持込を禁止とさせていただいております。当施設ではお預かりできませんので、ご家族にお持ち帰りいただきます。(紛失等のトラブルについて当施設は責任を負いかねます。ご了承下さい)
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
日常生活に必要な最低限のもののみ可能です。はさみ・かみそり等の刃物はお持ちいただかないようお願いいたします。また、持ち物すべてに『お名前(フルネーム)』を油性マジックにてご記入をお願いします。
- ・ 電気製品の持ち込みについて(認知症専門棟は除く)
テレビ、ラジオ等の持ち込みは可能ですが、設置、故障修理などはご家族でお願い致します。(持ち込むテレビの大きさは22インチ画面位まで、アンテナコードは3m位の長さの同軸ケーブルでお願いします。アンテナコンセントの差込みはRF型プラグです。)尚、同室のご利用者がございますので、テレビ・ラジオ等にはイヤホンをお持ちください。

8. サービスステーションについて

各階にサービスステーションがあります。ここには、看護師・介護スタッフが24時間常駐しております。ご利用者が日常生活を過ごすうえで、何か不安な点等がございましたら、遠慮なくお申し出下さい。

9. 禁止事項

- ・ 当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくっていただくために、ご利用者やご家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。
- ・ 衛生管理上、施設内に犬・猫などのペットを持ち込むことは禁止とさせていただきます。
- ・ ご利用者またはご家族からの施設職員への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

10. 施設内事故

当施設内で事故等があった場合は、即時の対応およびご家族へ連絡するとともにご利用者の管轄する市町村への届け出を致します。

11. 非常災害対策

- ・ 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓、消火器
 非常用通報装置、非常灯、非常飲食料
- ・ 設備点検 業者による定期点検(年2回)
 総務職員による巡回点検(毎日)
- ・ 避難通路 施設内、2方向階段
- ・ 防災訓練 年2回実施(春・秋)
- ・ 防災計画 町田消防署管掌

1 2. 業務継続計画の策定等

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施致します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待に関する担当者を選定しています。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・ サービス提供中に従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

1 4. 身体拘束

- ・ 当施設は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。
- ・ ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、緊急性・非代替性・一時性に留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。
- ・ その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

1 5. 従業員の研修について

介護保険法に定められている必須の研修及び施設で必要とする研修会を実施し能力向上を致します。

1 6. 秘密保持について

ご利用者様の個人情報の保護に関して遵守致します。在職中は勿論、退職後においても職務上知りえた個人情報は漏えいいたしません。

17. 相談窓口、苦情対応

①当施設のサービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

ご利用者相談窓口	相談室 支援相談員・介護支援専門員 電話（代表）：042-798-2001 FAX番号：042-798-2010 対応時間：9:00～17:00
施設料金に関するお問い合わせ	受付窓口 電話（代表）：042-798-2001 FAX番号：042-798-2010 対応時間：9:00～17:00

②公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

介護保険相談窓口	名称：町田市役所 高齢者福祉課 住所：町田市森野2-2-22 電話：042-722-3111(代)
	名称：東京都国民健康保険団体連合会 住所：千代田区飯田橋3-5-1 電話：03-6238-0011

18. その他

玄関入口に設置してある「ご意見箱」をご利用ください。ご意見・ご希望などを、より良い施設を運営していく為にご検討させていただきます。

《説明確認欄》

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明致しました。

事業者名 介護老人保健施設ふれあいの町田

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました。

利用者 _____ 印

代筆者 _____ 印

〒194-0215 町田市小山ヶ丘1丁目3番地7
医療法人社団 康心会
介護老人保健施設 ふれあいの町田
電話 042-798-2001（代表番号）